

令和7年の労働安全衛生法改正により

高齢労働者の労働災害防止措置が「努力義務」に

「高齢者の労働災害防止のための指針」が令和8年4月1日から適用されます

高齢労働者の増加に伴い、転倒や腰痛などの労働災害が増加しています。これを受け、高齢者が安心・安全に働ける職場環境の実現に向け、国は2020年に、事業者に求められる取組事項を取りまとめた「高齢者の安全と健康確保のためのガイドライン」（通称：エイジフレンドリーガイドライン）を公表しました。

さらに2025年度の法改正により、高齢労働者の労働災害防止措置が努力義務化され、2026年4月から施行されました。これにより、同ガイドラインは法的根拠を持つ指針へと強化されました。

詳細については、「全シ協 会員専用ページ」お知らせ一覧に掲載の資料をご確認ください。

シルバー人材センターにはどう係わるのか

請負・委任 「請負の形式による契約により業務を行う者についても、この指針を参考にして取り組むものであること」

関係通達「高齢者の労働災害防止のための指針について」（令和8年2月10日付基発0210第1号）

労働派遣事業 派遣元であるシルバー連合では、高齢者の健康保持や雇入れ時の安全衛生教育への取り組みが求められ、派遣先の事業所には全ての項目に取り組みが求められることに留意してください。

事業者求められる取組 — 5つの項目

1 安全衛生管理体制の確立等

▶経営トップが高齢者労働災害防止対策に関する方針を示し、組織や担当者を指定するなどして実施体制を明確化する。安全衛生委員会等で高齢者労働災害防止対策に関する事項を調査審議する。

▶高齢者の労働災害の発生リスクについて、災害事例やヒヤリハットをもとに危険源を洗い出し、リスクの高さを考慮して対策の優先順位を検討（リスクアセスメント）する。

2 職場環境の改善

▶身体機能が低下した高齢者であっても安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を検討し、対策を講じる。

▶筋力、バランス能力、敏捷性、全身持久力、感覚機能及び認知機能の低下等の高齢者の特性を考慮し、作業内容等の見直しを検討、実施する。

3 高齢者の健康や体力の状況の把握

▶労働安全衛生法で定める雇入れ時及び定期的健康診断を確実に実施する。高齢者が自ら健康状況を把握できるような取組を実施することが望ましい。

▶高齢者を対象とした体力チェックを継続的に行うことが望ましい。

▶健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応を行う。

4 高齢者の健康や体力の状況に応じた対応

▶個々の高齢者の健康や体力の状況、基礎疾患の罹患状況を踏まえ、就業上の措置を講じる。

▶高齢者の業務内容の決定の際には、健康や体力の状況に応じて適合する業務をマッチングさせるよう努め、継続した業務の提供に配慮する。高齢者の治療と仕事の両立については、「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努める。

▶各種指針に基づく、労働者の健康保持増進対策やメンタルヘルスケアに取り組むよう努める。

5 安全衛生教育

▶労働安全衛生法に基づく雇入れ時の安全衛生教育等を確実に実施するとともに、高齢者への教育においては写真や図等を用いて理解しやすい工夫を行い、未経験の業務については特に丁寧な教育を行う。

▶安全衛生教育を行う者や、業務の管理監督者、高齢者と共に働く各年代の労働者に対しても、高齢者の特性と高齢者に対する安全衛生対策についての教育を行うことが望ましい。

シルバー人材センターが取り組むこと

今回改正された指針を参考に、各センターで就業環境および作業内容の見直しと改善を行うとともに、会員の健康・体力チェックを継続的に実施し、会員さんそれぞれの年齢や健康状態、体力に応じた適切な業務のマッチングが行われるよう取り組んでください。

- ・会員さんと職員の間で安全に関する定期的な意見交換を活発に行いましょう。
- ・毎年受注しているような作業であっても油断せず、就業環境・作業内容の見直しを行い、就業する会員に応じた検証を行うことが重要です。

熱中症からカラダを守る！ 早めの準備で熱中症ゼロへ

「職場における熱中症防止のためのガイドライン」が公表されました

近年の熱中症災害の増加を受け、厚生労働省は令和7年度に労働安全衛生規則を改正し、熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に発見し、その状況に応じて迅速かつ適切に対応できるよう、事業者に対し報告体制の整備や手順の作成等の措置を義務付けました。このたび、この改正を踏まえ、令和8年夏に向けた対策について検討が行われ、検討会の報告書とともに、予防策強化のための具体的方法を示したガイドラインが公表されました。

ガイドラインでは、個人事業者等についても、自らの熱中症発症を予防するため、事業者と同様の対応を行うことが望ましいとされています。シルバー人材センターにおいては、会員さん任せとするのではなく、事業所をセンターに、労働者を会員さんに置き換えた場合に必要となる対策について、ガイドラインに準じた対応を講じることが望まれます。

● 詳細については、「[全シ協 会員専用ページ](#)」お知らせ一覧に掲載の資料をご確認ください。

実施時期

当年の気温上昇の状況や地域差にもよりますが、おおむね4月中までに、夏季に熱中症のリスク評価、労働衛生管理体制の確立、作業環境管理、作業管理、健康管理、労働衛生教育が円滑かつ継続的に実施できるように準備をすることが望ましく、特に気温が急激に上昇する時期や猛暑日、酷暑日は、作業者に対していつも以上に注意喚起することが重要であるとされています。

令和7年度のシルバー人材センターでの熱中症事故

令和7年度には2名、令和6年度は3名の方が就業中の熱中症が原因で命を落とされています。このような悲しい事故をゼロにするために、熱中症による重篤化のリスクが高い高齢者の方々が働くシルバー人材センターにおいては、熱中症をおこさせないための作業環境及び作業内容の見直しと対策に加え、熱中症疑いが発生した場合の対応や報告体制の整備および手順等の作成、またそれらの会員さんへの確実な周知が求められます。特に緊急時に発見が遅れる危険性のある一人作業はできるだけ避け、複数作業でも休憩時間を含め一人にしない等の対策が重要です。令和8年の夏も暑くなることが考えられることから、令和7年度の振り返りを含め、予防策を一層推進していく必要があります。

熱中症による死亡事故

R6年7月	男性	除草	2人で杉苗の除草中、1人の会員が休憩で現場を離れ戻ったところ、もう1人の会員の姿が見当たらず、出てくるだろうと作業を再開したところ倒れているのを発見した。
R6年7月	男性	除草	集草作業中、その場にしゃがみ込んでしまい冷房にあたり水分補給を促したが立ち上がったところその場に倒れてしまい、1ヵ月後亡くなられた。朝から動きが悪く、休憩をとるように班員から言われていた。
R6年8月	女性	清掃	マンションの隣の庭に掃除道具を返却するため入ったところで倒れた。庭は垣根で覆われており、外から内部を窺うことは不可能な環境だった。
R7年7月	男性	墓地清掃	2人で墓地清掃中、当該会員が倒れる。一緒に作業していた会員が冷却処置等行うも改善されず、緊急搬送されたが、その後亡くなられた。
R7年8月	男性	墓地清掃	早朝から墓地の除草作業で、帰宅後体調が優れなかったのか横になっていたところ家族が異変に気付き緊急搬送されたが、その後亡くなられた。

ガイドラインでは、発注者に対しても、夏季の屋外作業は熱中症リスクが高いことを踏まえ、工期や経費に配慮することが望まれるとともに、作業中の休憩や水分補給の必要性を理解することが重要であるとしています。会員さんの中には、こまめに休憩をとることや作業に時間がかかることを気にして、無理をしてしまう方も見受けられます。そのため、受注の段階からセンターが発注者に対し、夏季の作業時間や納期等について丁寧に説明し、理解を得ることが重要です。また、その内容を会員さんにも伝え、安心して作業に取り組める環境を整えることが求められます。

救急安心センター事業【#7119】とは

熱中症の疑いがある場合は、本人に自覚症状がない、または大丈夫との申し出があってもためらわず、速やかにセンターへ連絡し、手順に応じて救急要請を行ってください。

判断に迷った時は、#7119に相談を！

休んでいる時間も、決して一人にしないでください。



「救急車を呼んだほうがいいのか」、「今すぐ病院に行ったほうがいいのか」など判断に迷った際の相談窓口として、医師・看護師・救急救命士から電話でアドバイスを受けることができる仕組みです。

現在、全国41地域で実施しています。